

2013年12月6日

森脇久紀

おはようございます。日本共産党の森脇ひさきでございます。

安倍内閣は、国民的大問題になっている特定秘密保護法案を、昨日の参議院特別委員会で強行採決し、今日にも成立しようとならっています。私は、国民の知る権利、民主主義という憲法の根幹に関わる問題を、民主主義を否定する数の横暴で押し通していることに断固抗議し、特定秘密保護法案の廃案を求めます。同時に、消費税増税、社会保障切り捨て、TPPの推進、原発の推進、集団的自衛権容認など悪政をストップし、日本国憲法にもとづき、平和と国民の暮らしを最優先にする政治への転換を強く求めます。

それでは通告に従い質問いたします。

<1. 滞納整理について>

まず、滞納整理についてうかがいます。

10月から11月にかけて、滞納整理推進機構の差押えによる容赦ない厳しい取り立てについて、何人もの相談を受けました。この間の長く厳しい経済状況に加え、暮らしを支える施策が改悪され、生活や経営はどんどん悪くされています。そのような社会的な状況が、「払わなければいけないけれども払えない」状況に県民を追い詰めています。

滞納している税金等の滞納整理にあたっては、本来市町村が滞納者と連絡をとり、生活や事業の実態をきちんと調査することから始まるはずです。そして滞納税の支払いをどうするか、利用できる制度があればそれも紹介しながら解決にあたるのが求められます。

ところが、相談あった大部分の方は、共通して「突然県から通知が来た」と語っています。私は、市町村が滞納整理推進機構へ徴収の引き継ぎを行う際、滞納者の調査状況を市町村に求め、不十分なものは差し戻すようにするべきだと考えます。また、後に市町村から返還の要望があれば徴収権を返還する措置をとることも必要と考えますがいかがでしょうか。総務部長にうかがいます。

さらに、滞納整理にあたっては、滞納者への人権侵害や法を逸脱する行為は、絶対にあってはなりません。ところが、「脅迫まがいの行為があった」などと訴える方も少なくありません。私は、捜索の際、滞納者が希望する者を立ち合わせることを認めるべきと考えますが知事のご所見をうかがいます。

次に、差押え禁止財産と疑われる預金口座の差押えについて、9月議会でわが党の氏平県議が、児童手当以外に入金がない口座を、そのことを知りながら差し押さえを行っ

た場合、実質的に児童手当法の精神を没却するような裁量逸脱があったものとして、違法とした鳥取地裁の判決を紹介し、総務部長のご所見をうかがいました。この時点では、鳥取県側が控訴しておりましたが、11月27日に控訴審の判決がありました。そこでも、「実質的に児童手当を受ける権利自体を差し押さえたのと変わりがない」として、県に児童手当分の支払いを命じました。鳥取県知事は「いたずらに訴訟を長引かせることは避ける。今後、滞納処分への取り扱いを改める作業に着手する」として、上告しないことを決めています。9月議会では「当面、この判決の趣旨に鑑みまして、差し押さえを行うに当たっては慎重を期してまいりたい」という答弁でしたが、現時点における総務部長のご所見を伺います。

(総務部長答弁)

お答えいたします。

滞納整理推進機構へ引き継がれた徴収権についてであります。市町村から引き継ぐ際には、既に一定の調査が行われております。

さらに、徴収権が機構に委ねられた後も、機構において必要な調査を行っていることから、滞納処分の執行を停止すべきと判断したものを除いては、市町村への差戻しは行わないこととしております。

また、機構に引き継いだ後においては、機構が責任を持って滞納処分を行うべきものであり、通常の場合、市町村からの返還要望に応じることはあり得ないと考えております。

(知事答弁)

共産党の森協議員の質問にお答えいたします。

滞納整理についてのご質問であります。

捜索時の立会いについてであります。捜索は滞納者の意思にかかわらず、強制的に行うものであることから、その適正な執行を担保するため、国税徴収法により、滞納者、その同居の親族、使用人等を立ち合わせることが必要とされております。

なお、これらの者が不在の場合又は立会いに応じない場合には、成年者2人以上又は市町村職員若しくは警察官を立ち合わせなければならないとされておりますが、本県では、実務上市町村職員に立会いを要請しているところであります。

以上でございます。

(総務部長答弁)

次に、禁止財産と疑われる預金口座の差押についてであります。この度の控訴審判決では、一般に差押えが許される預金債権であっても、児童手当等の差押禁止財産の入金直後であり、かつそれ以外に入金がない場合などは、差押禁止財産自体を差し押さえ

たのと変わりがないと認め、違法としたところであります。

本県においては、これまでも本事案の地裁判決を踏まえ、差押禁止財産が入金されている口座の差押えについて、慎重を期することとしているところであり、こうした取扱いを今後とも徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(森協議員)

ご答弁ありがとうございました。まず、徴収権の返還についてお伺いをいたします。知事や部長もご存じだと思うんですけども、大蔵財務協会の「国税徴収法精解」という徴収法の解説書がございます。その初版の序文にはこのように書かれているんですね。「徴収法の認める租税債権の優先的効力も、徴収にあたって用いる強制力も、その運用を極めて慎重にすべきことが諒解されているということである」さらに解説ですけれども、徴税職員にはかなり強い権限を認めている。納税者の態度如何によってはこういう強い権限を行使しなければならない必要があるということを前提にしているわけですが、同時にその後、「徴税当局がこれらの制度の運用にあたっては慎重の上にも慎重を期すことが、当然の前提として諒解されているのである」という文書なんです。これは今もいきている文書だと思いますけれども。この強権力の発動というのは、悪質な滞納者、意図して税金のがれをしようとしている、そういう悪質な滞納者への発動であって、少なくとも私たちが相談を受けるような、不況にあえぐ業者の方々、病気や失業で払えなくなってしまったそういうの方々に対して用いるものではないというのが大前提だと思うんです。このことをしっかり戒めて、行政執行する必要があると思うんです。だからこそ、滞納処分の前に慎重な調査、相談が必要なんです。それがきちんとされているのかどうか、どういうかたちで、県は引き継ぎされたときに点検をされているんでしょうか。その点、まず伺いたいと思います。

(総務部長答弁)

お答えいたします。徴収権を執行するに当たっては、慎重な上にも慎重にということをごさいまして、ご指摘のとおりだと思っております。そういった意味におきましても、県におきましても、あるいは市町村におきましても、事前の調査というものは十分に行っていると考えております。ですから、機構に引き継がれる案件につきましては、これは滞納繰り越し分でありますので、市町村が事前にその滞納者とよく話をした上で、しかも調査をした上で事前に督促状でありますとか、催告状の送付を始め、市町村において納税折衝を重ねたものであると思っております。こういったものを重ねた上で、市町村は機構に引き継ぐ前には必ず引き継ぎの予告書というものを送付いたしまして、納税者にもちゃんと告知を行っているということをごさいます。そういったことを踏まえた上で、機構が引き継ぎました上におきましては、中身を実際に、今ご指摘ありました悪

質なものであるかどうかというものにつきましては、場合によっては検索をしないと判明しないこともございますので、そういった調査を行うことから、県においても、必要に応じては強制的に調査に入らしていただく場合もあろうかという風に思っております。

以上でございます。

(森協議員)

強制的な検索云々を今聞いているのではありませんでして、以前の段階として、市町村がどのように調査をしたのかということ、県としてきちんと点検をされてますかということをお伺いしているんです。答弁をお願いします。

(総務部長答弁)

市町村の調査をどのようにしているかとお尋ねでございますけれども、県におきましても個人住民税、特に今お話があるのは個人住民税の関係が県は市町村からの徴収の嘱託をうけまして、やっている例が多いものですから、その例で申し上げますと、県は個人住民税の滞納額の縮減を向かうというのが一番大きな現時点での税の上での問題点でございますので、日頃から市町村と連携を密にしております、市町村から機構へ職員を派遣をしていただくといったことの他に、県民局から逆に職員を派遣をする、それから各県民局に県と市町村税の連絡会議というものをつくっております、そういった中で研修等やっております。そういう場を通じまして、市町村職員の方に財産調査、そういったことのやり方ありますとか、徴収能力のアップ、こういったことについても十分支援をしているということでございまして、そういった中で財産調査についても十分に行った上で、県の方に引き継ぎをしてほしいということを申し上げているところでございます。

(森協議員)

滞納整理推進機構に引き継がれば、そこでは差し押さえをするというのが仕事だと私思いますし、そのようにお伺いしております。ところが、肝心の以前の市町村の調査が不十分であれば、その不十分なまま、差し押さえということになってしまうわけですね。そのことで市町村と話をしますと、私たち十分ではありませんでした、県の方には是非返還してもらえないかという話も伺いました。そのことを滞納整理推進機構の方にお話ししたことも何度かあります。市町村からそういう申し出があれば、もう一度調査をするということなんですから、市町村に返還すればどうでしょうか。そういうおつもりはありませんか。

(総務部長答弁)

お答えをいたします。市町村から財産調査が不十分であったから返してほしいということがあるかどうかということでございますけれども、先程も申し上げましたが、基本的にはですね、市町村においてはそれなりに事前の調査というのを行った上で、これ以上調査を行うことができないといったような案件について、県に引き継ぎがされているという風に理解をしております。ですから、それについては県においても十分な調査をする必要がございますけれども、その指導の一つとして、搜索あるいはそういったことに入るという場合もあるわけですが、先程申し上げましたが、県が引き継ぎを受けるということは徴収権自体が県の方に市町村から移ってくるということでございますので、その後は県が責任を持って徴収をするべきというふうに思っております。ただ、市町村が特段の事情が大きな変更があった、例えば徴収体制を大幅に変更して、今まで50人でやっていたのが100人でやりたいとか、市町村の中のこの地区についてこの機会に集中的にやりたいとか、特段の大きな事情の変更があればそういったことに応じて県がお返しをするということはあるかと思っておりますけれども、そういった場合でなければ引き継ぎを受けた後においては、県が責任を持って徴収すべきというふうに考えております。

(森協議員)

知事に搜索時の立ち会いについてお伺いするんですが、その為になぜ立ち会いが必要かということをお話ししたいと思っております。先程ご答弁いただいたのは法に定められた人を立ち会わせるということで、私の質問は希望する方を立ち会わせてくれという質問なんです。それは、滞納整理のために、特別徴収班・滞納整理推進機構の職員が、滞納者のお宅を訪問するわけですが、そこで脅迫まがいの行為がされているという、質問にも触れましたけれども、そういうことなんですね。内容について知事はお話聞かれているでしょうか。

(知事答弁)

徴収の際に脅迫のようなことが行われていることを聞いているかという質問に対してお答えをいたします。そもそも私自身、個別の案件について詳しく事情を聞いているわけではないということもありますが、そのようなことについて私自身が聞いたことはございません。

(森協議員)

そう思いましたので、いくつか例を述べたいと思っております。相談うけた方みなさんに共通しているのは、暴力団かと思うようないかつい恰好をした方が5人も6人も来られた。あるところでは10人来たという方もいらっしゃいます。言葉づかいが悪く、本当にこの人は公務員なのかということも言われました。さらに、びっくりして警察を呼んだという方もいらっしゃいました。そういう状況なんですね。

Aさんはですね、取引先の名簿を提出せよといわれ、やむなくそれに応じた。税務職員が1件、1件電話して、「この男は税金を滞納してるんで、未払いがあれば県に先に収めてほしい」と言われた。1件1件取引先に電話をかけたというんですね。「仕事ができなくなる」と泣きついておられました。また、この方の仕事に使っている車、「仕事に使っているんだ」と言ったんだけど、それを差し押さえるということまでやっています。

別のBさん、ここには10人こられたと。夫さんと奥さんと一緒に会社を経営しているんですけども、税理士に相談したいと携帯電話を出すと、「そんなことせんでもええ」と言って、携帯をとりあげられ、その携帯電話に入っている顧客の名簿に電話をされて、「こいつは税金を滞納してるから」ということを言う。「やめてください」と当然言うわけですが、公務執行妨害だと怒鳴られたというんですね。どう思いますか。

(知事答弁)

2件の個別の徴収の場面に関して、どのように思うかというご質問に対してお答えをいたします。先程あったようなお話、搜索をうける立場の人、私も以前会社を経営しておりましたので、経営が厳しくなってなかなか支払いができなくなっているときに、そのような搜索が来て仕事に支障が明らかに起きるようなことになると、さぞかしお辛かろうということは感じます。ただ、先程の暴力団かと思われるようないかつい人が来たということですが、例えば警察の中にも本当に暴力団と戦わなければいけない人たちは、暴力団と戦えるような人たちを選んでしていると聞いています。実際の徴収の場面は、森協議員に相談されるような善意の方々ばかりとは限りませんで、いろいろ逆にその搜索員が脅迫をうけるような場面もあるという話を聞いております。そういう厳しい環境の中で、お仕事をされているので善意の方々に対して、少し配慮が欠けるように見えるような行為があったことが無いともいえないわけでありましてけれども、それぞれ大変な中でしっかり仕事をしなければいけないということであろうと思います。

(森協議員)

第3者の方に対してですね、電話で「こいつは滞納してるんだ」だからという話をされるということは、明らかに越権行為なんですよ。いかついかわこうしているかどうかは別として、やった行為そのものが越権行為だし、法律違反です。例えば徴収法の141条に、質問検査について、「必要があるとき」「必要であると認められる範囲内に限られる」という規定があります。さらに、今の電話が必要なんだと言われればそうなんですけれども、第3者や何かへの調査という点では、「滞納者の財産を占有する第3者、占有していると認めるに足りる相当の理由がある第3者」となっていますし、取引先など債権あるいは債務を有する者についても「認めるにたりる相当の理由がある者」となっているんです。だから、帳簿なんかを見て、ここと取引がある、さらに債権が残ってい

る、そういう判断をした場合にその人には訴えることができる、のべつまくなしに電話をする、手当たり次第にやる、これは明らかな越権行為、法の逸脱ですよ。それはどう思われますか。

(知事答弁)

法の逸脱についてどのように考えるかというご質問に対して、お答えいたします。私、その問題について必ずしも詳しいわけではございませんが、法の逸脱であればそれはよくないと思っております。

(森協議員)

そういう違法行為をです、無くさないといけない、法に基づいて行政のみなさんは仕事をされているわけですから。その為にも滞納されている方が希望する人があった場合、この人を立ち会いに置いてくれという話があった場合にはそういう工夫をしてもいいんじゃないでしょうか。それについて、もう一度お願いいたします。

(知事答弁)

滞納者が希望する一般の者を立会人とするということについて可能にできないかというご質問にお答えいたします。滞納者が希望している一般の人を立会人にしようと思うと、事前に捜索の実施を滞納者に告知することになりますので、実際には捜索に支障が生じると考えております。非常に難しいものと考えております。

(森協議員)

最初の答弁でいただいた立会人を付けなければならないという条件は確かにありますし、また 145 条には出入り禁止という、関係者以外は立ち入り禁止にするということもできる規定があるんですけども、それは税務職員の方がその場で判断できるとなっていますし、それ以外の方を入れちゃならぬということにはなっていないと思うんですね。そういう税務調査や捜索について、わきまえた人、妨害するという行為があればその場でそれは公務執行妨害になり、警察に連絡するなりすればいいと思うんですけども。そういう行為をわきまえた人であれば、第三者を立ち入れて、特にそれが弁護士だとか、税理士だったらなおさらいいと思うんですけども、そういう方を希望した場合には積極的にその人が来るまで待つだとか、そういう配慮があるんじゃないでしょうか。もう一度お願いします。

(知事答弁)

立会人に関してもう少しルールをゆるめるなり、配慮した方がいいのではないかとご質問に対して、お答えをいたします。実際、国税徴収法では「捜索に支障が生じら

れると認められるときは、滞納者、捜索をうけた者、同居の親族及び滞納者の税について滞納者を代理する法的な権限を有する者を除いて、捜索場所への出入りを禁止することができる」とされており。先程議員がおっしゃったとおりでございます。本県では静い環境の中で適正な捜索を確保するため、法で出入りが認められた者を除き、捜索場所への出入りを禁止する措置を採っているところでございます。実際に、この仕事、立ち入られる方が不愉快なのはある種当然でありますけれども、立ち入る方にとっても本当に大変な仕事をいたしております。私自身、現場をよく知らないのに何か無責任な私たちでルールを変えるような答弁は差し控えた方がよいと思います。ただ、議員がおっしゃるような、法を逸脱するような行為があるのであれば、そういったことが起きないように注意をしなければいけないと考えています。

(森脇議員)

法の逸脱、違法行為をなくすということで質問させていただきました。そういうことが起きないように、泣き寝入りという状況になって、異議申し立てまでしてないし、裁判にするだけで時間もかかりますし、そういうことはできないんですけれども、現場でそういう法を犯すようなことを公務員の方がされるようなことがないように、是非くれぐれも再検討いただきたいということを要望しておきたいと思います。

< 2. 教育問題について >

(森脇議員)

次に、学力向上対策についてうかがいます。

県教育委員会は、このほど小学校5年生と中学校2年生を対象にした学力テストを実施し、今議会にはその分析のための補正予算が提案されました。弱点を早期に発見し、克服するためということですが、結局このテストは、次の年の春に実施される全国学力調査に向けて、いかに点を取るかという対策ではありませんか。過去の問題を練習問題として学校でおこなうのはやぶさかではありませんが、今回予算要求された県教委が結果を寄せ集め、業者に委託して分析することでどのような効果を期待しているのでしょうか、教育長におうかがいします。

「晴れの国おかやま生き生きプラン（案）」の「学力向上プログラム」には5つの重点施策が示されました。いろいろ書かれていますが、一言で言うと「規律を強め、児童・生徒が机に向かう時間を増やす」というようにとれます。しかもそれを個々の教員、家庭、地域に押し付けるということです。教育環境の整備に財政面で責任を負う知事はどのような役割を果たすのでしょうか。おうかがいします。

(教育長答弁)

小5及び中2を対象とした学力テストについてであります。全国状況等と比較した

がら課題を克服する観点から、全国調査問題を活用したテストを実施し、データに基づき3学期中に授業改善や子どもたちの学習のつまずきの解消等、次年度に課題を積み残さない取組を充実することとしております。

こうした取組を通して、分かる、できる喜びを実感し、自信や意欲を持って学習に取り組む子どもたちが増えていくことを期待しております。

以上でございます。

(知事答弁)

お答えいたします。

教育問題についてのご質問であります。環境整備における知事の役割についてですが、落ち着いた学習環境の中で、子どもたちが意欲を持ち、生き活きと勉学等に励むことが大切であり、こうした環境整備を財政面で支援することが私の役割であると考えております。

このため、今年度、スクールソーシャルワーカー等の拡充や補充学習の支援員を配置するなど、地域の協力を得ながら、学校や家庭への支援を行っており、来年度についても、教育に重点的に予算配分する方針を示したところであります。

今後とも、県教委と十分協議しながら、落ち着いた学習環境の整備に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

(森協議員)

弱点を知ってそれを克服するという事は非常に大事だということは言うまでもありませんけれども、秋にテストをして3学期にその対策をする、4月には全国学力調査、次の学年の調査がある。そういう学力テスト最優先の体制になって、小学校5年生と中学校2年生の残りの3学期がですね、その対応に追われるということになりますか。

(教育長答弁)

お答えいたします。2学期末にテストをやりました、1月早々にはデータを返していくと。当然その今までの全国調査、あるいは県独自調査によって学校の取り組みの状況というのは、当然把握しているわけですが、さらに今度は1つ下の学年といたしましょうか、小学5年生でそれまでの学習状況がどうかということ把握しながら、算数や国語というような状況になりますけれども、当然それは他の教科における指導ということも見直していただかなければいけませんし、その基礎、基本となる教科、これを力を付けていくことによって子どもたちも意欲が出てくるのではないかと思いますので、あくまでも国語と算数、数学だけでこうした授業改善をしていくのではないかと

いうことは、学校の方にも十分徹底してまいりたいと思います。以上でございます。

(森協議員)

再々質問をいたします。学校現場というのはただでさえ時間がないという悲鳴のような声が上がっているんですけれども、そういう中で3学期その対策に追われてしまうという問題が一つ、さらに私たち点数競争が激しくなりますよということが一番心配していました。結局小学校5年生から中学校3年生まで、学校ごとの成績が教育委員会の手に入るわけですね。そのデータを学校ごとに公表しようという動きも強くなってきているわけですけれども、それぞれの学校の点数を調査すればランク付けできるデータが誰にでも手に入るということになる。そのことがますます子どもたちや現場の先生を苦しめることになってしまいませんか。その点はどのように考えていらっしゃいますか。

(教育長答弁)

お答えいたします。テスト対策といいましょうか、そういうことで時間がそうでもないのに大変ではないかというお話ですけれども、学校の業務といいましょうか活動の中心はやはり授業でありますので、授業でいかにその生徒に興味、関心を持たして学習に取り組ませてそして力を付けていくかというのが基本ですので、最優先で取り組んでいくのは授業ではないか、そしてこれまでの授業の取り組み、学習の状況ということを確認をしながら改善をしていくのが学校の使命だという風に思っておりますので、是非テスト対策というのではなくて、これをきっかけとして授業を変えていく、子どもたちの学習を支援していくという視点で取り組みたいと考えております。

それから、公表というようなことで学校間の競争云々というお話もいただきましたけれども、こういう調査をすることによって我々は学校の実態、それだけでなく学校の課題、それから課題に対してどう取り組んでいくのかということも把握をしていっております。その状況に応じて、我々がしっかり支援をしていくと。単に公表する、学校別ということについては現段階ではしておりませんが、市町村別の状況を公表する際においても、市町村の状況を十分踏まえて、そこへしっかり支援をしてそれが改善できるという、そういう大前提のもとということと、さらにそういう情報を公開、説明をすることによっていろんな方の協力がいただけるのではないかと、せつかく税金を投入してやっているわけですからそれを有効に活用していく、データを有効に活用していくということが大切ではないかという風に考えております。以上でございます。

(森協議員)

子どもたちを苦しめるようなことは是非ともやめてほしい、考え直してほしいということ強く求めておきたいと思います。

知事に環境整備について、再質問ですけれども。学力を付けていくというためにも、また不登校を無くすということを強調されていますけれども、その為にも今やらなければならないこと、私なりの考えは学校をほんとに楽しい、学びの場にしていくと、落ち着いた環境も一つでしょう、学校を楽しい学びの場にする、自分たちが考えながら、意欲を持って勉強やいろんな活動に取り組む、その喜びを感じることができるようにする、そのことが学力の向上にもなるし、人間関係を作っていくという状況を作ることができるというふうに思うんですね。ところがですね、知事のプランに掲げられた規律を教える、勉強時間を増やせ、テストで競わせる、ますます学校嫌いが増えてしまうんではないかなとそんな気がするんですけれども、そういう風には思いませんか。

(知事答弁)

子どもたちが意欲を持って学校に通わなければいけないのに、規律を強めたり、テストを増やすことがそのことに逆行するのではないかという質問に対して、お答えをいたします。

子どもたちが意欲を持って学校に通えるようにする、これは大賛成でございます。私も是非そういう子どもたちが1人でも多くなるようにしたいと思っております。確かに、規律について私は強い思いを持ってそれぞれの学校が規律ある学校になってほしいと思っております。これは行き過ぎると、一人ひとりの児童生徒にとって非常に窮屈だと感じる場面もあろうかと思えます。私自身そう思ったことがなかったとはいえません。ただ、規律がそれぞれの生徒を守っている面もございます。一部の学校で、非常に規律を守れていない生徒がいろんなものを振り回したり、器物を壊したり、一部の生徒それもおとなしい生徒に向かって暴力的な、先程の質問で聞いたようなこわいようなことをするという事になったら、その被害を受けた児童生徒はもとより、それを横で見ている生徒にとっても意欲を持って学校に行きたいような気持ちが起きてくるとは私には思えません。是非それぞれの子どもたちが体が大きかろうが小さかろうが、優しい子どもであろうがちょっとやんちゃな子どもであろうがきちんと授業が受けられるようにすることが大切なことだと思っております。その為には、一定の規律というものは必要だと考えております。

また、テストについてそれをする事でさらに貴重な時間が失われるということについて、確かに、時間をかけなければいけないものであることは事実でありますけれども、これまで教えたことがわかっているのかどうなのか変なことになっているかどうか確かめるといことは大変重要なことでございます。よく知事の仕事をすると当たって4年ごとの選挙の時間がもったいないですとか、議会の時間がもったいないという議論がありますけれども、その2つのチェック機能がなければほぼ間違いなく、事態は悪い方へ進むわけでございます。定期的なチェックとそのチェックのデータを元にした反省は非常に大切なことだと思っております。

(森協議員)

再々質問となりますが、もちろん人間社会の中で生きていく当然のルール、あるいは集団生活をしていくルールこういうことについては身につけてもらわないといけないわけですが。小さいときから教えるあまりにも行き過ぎた規律、規律ということで問題が起こってきはしないかという心配ですね。同時に学校をほんとに楽しい学びの場にしていく、人間生活として必要な道德教育、食育そういうものやっぺいこうと思ったら、やっぱりそのキーパーソンは、やはり先生です。先生を増やすための財源を確保していく、教育環境を整備していくというのは知事にしかできない、最大の仕事だと思うんです。スクールソーシャルワーカーを増やしていただいたことも大歓迎なんですけれども、やっぱり先生を増やしてくれというのは現場あるいは親御さん、子どもたちの最大の声ですから、その点について来年度に向けてどう考えていらっしゃるのか教えてください。

(知事答弁)

知事の仕事の一番大きいものの一つは教員の数を増やすことではないかという質問に対して、お答えをいたします。私自身十分とはいえませんが、できるだけ時間をひねり出しては現場の主に中学校を訪問をしたり、中学校の校長先生もしくは警察官OBで回ってくださっている方々のお話を聞く中で、確かに現場が忙しいという話はきいております。ただ財源は限られておまして、現時点で教員数を大幅に増やしていくということは大変困難な状況でございます。そういった厳しい制約の中で今の問題を解決する最も効果的な手法は何なのかということで、例えば少人数学級、少人数指導、非常勤講師の配置、外部人材の活用もしくは地域の方の協力を得るですとか、スクールソーシャルワーカーにある人数を貯めておいて遊軍のようなかたちで機能的に問題のある学校に派遣をする、そういったいろいろな方法を検討しているところでございます。できるかぎり、現実的な範囲内でいろいろなことを試して行きたい、実行して行きたいと考えております。

(森協議員)

先生を増やしてほしいということを行いましたけれども、計画的に是非徐々に増やしていくという方向で検討いただきたいと強く要望しておきたいと思っております。

< 3. 商業振興について >

次は、商業の振興、とくに商店および商店街の振興についてうかがいます。

この分野は、第一義的には、より身近な市町村においておこなうという認識は私も同感です。では、県は何もしなくてよいかというと、決してそうではないと思っております。

先日、商都・大阪府の商店街振興策を勉強させていただく機会がありました。大阪府では、商店街をどう活性化するかという知恵出しや具体化といったソフト面での支援を、

市町村とともに力を入れているということで、「商店街活性化支援事業」「大阪オンライン商店街創出事業」や、がんばる商店街をホームページで紹介するとりくみ、市町村の担当者が集まり事例交流や意見交換をおこなう研究会などがおこなわれていました。

一方、岡山県はとホームページを見てみますと、「まちの夢学生アイデアコンテスト」「きらり輝く小売店表彰」だけで、商店街や市町村といっしょに汗をかこうという県の姿勢が残念ながら伝わってきません。商店街振興については、最近でも県議会で多数の質問が出され、県や関係団体の様々なとりくみがされています。県等の施策と、それらを活用した商店街、商店のとりくみを県民にもっとPRすることが必要ではないでしょうか。産業労働部長にうかがいます。

商店街あるいは商業の振興を考えると、イベント的なとりくみへの支援も大事ですが、中長期的な視点に立った商店街や商店への支援も必要です。この度うかがった大阪府の事業は、初年度に活性化にむけた計画を立て、2年目以降はその実践をすすめるという計画と具体化を一体のものとした支援策でした。商店街の活性化のためには個々の商店の意欲あるとりくみが不可欠です。専門家のアドバイスも受けながら、自主的に勉強会を開き、自分たちで計画を立て、具体的にすすめるなかで、魅力あるお店づくりがすすみ全体として魅力ある商店街へと発展してゆくのだと思います。このようなとりくみをぜひ岡山でもと願うわけですが、知事のご所見をおうかがいします。

県も市町村、商店街や商店といっしょに汗をかくという姿勢が大切です。大阪府でとりくまれている市町村の担当者による研究会は、事例の情報交流にとどまらず市町村の担当者を元気づける大きな役割も果たしているとのことでした。当然、府にとっても有意義なものでしょう。このような事業も参考に、市町村の担当者を元気づける支援についてもあわせて知事のご所見をおうかがいします。

(産業労働部長答弁)

施策等のPRについてであります。県ホームページによる支援施策の紹介等と合わせ、県中小企業団体中央会のホームページにおいても、「おかやま商店街ナビ」として、県内各地の商店街の特色ある取組や、空き店舗情報等を掲載しており、さらにフェイスブックを活用して支援策等を広く情報発信しているところであります。

今後とも、県中小企業団体中央会をはじめとする支援機関と連携し、適切な情報提供やきめ細かいPRに努めてまいりたいと存じます。

(知事答弁)

お答えいたします。

商業振興についてのご質問であります。

まず、中長期的な視点に立った支援についてであります。国において商店街等の活性化計画の作成や、計画の実施に係る充実した支援制度が設けられており、県としては、

国の制度等の情報提供や計画策定への参画など積極的な支援を行っております。また、意欲ある個々の商店の魅力づくりについても支援機関等と連携し、経営革新計画の作成や専門家派遣などにより支援しているところであります。

今後とも、市町村や支援機関等との連携を一層緊密にして、地域の商店街や商業の振興に努めてまいりたいと存じます。

(知事答弁)

次に、市町村担当者を元気づける支援についてであります。商店街の活性化等は、各市町村におけるまちづくりの重要な課題であります。

そのため、各市町村の担当職員に対し、国や県における支援制度や先進事例等の情報提供などを行い、共通の問題意識を持つための会議を開催しているところであり、今後とも、市町村担当者を元気づけることができるよう効果的かつ緊密な連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

< 4. 障害のある方の就労支援 >

(森協議員)

厚生労働省は先月、平成25年6月1日現在の障害者雇用状況の集計結果を発表しました。今回の発表は4月1日に法定雇用率が改定されて初めての発表です。民間企業の実雇用率は、全国では1.76%、岡山県では1.93%でした。法定雇用率2.3%が適用される県内の公的機関は、43のうち10機関が未達成、法定雇用率2.2%が適用される機関は、6のうち2機関、県教育委員会と岡山市教育委員会が未達成でした。

まず、以前にも何度か質問がありましたが、雇用率向上に向けた県教育委員会としての今後のとりくみをお示してください。教育長にうかがいます。

知事部局・企業局としては達成していますが、障害種別ごとの雇用割合はどのようになっているのでしょうか。また、知的障害のある方の雇用を増やす計画があるのでしょうか、あわせて総務部長にうかがいます。

さらに、雇用率未達成の公的機関に対して県としての働きかけなど、どのようにされるのでしょうか。産業労働部長にうかがいます。

県内民間企業の障害者実雇用率は、過去最高値になったものの、改定された雇用率2.0%には届きませんでした。業種によって違いはあるものの、障害のある方の雇用促進へさらなるとりくみが必要であることは間違いありません。

私は先日、京都市の障害のある方への就労支援のとりくみを視察してきました。障害のある方を継続した就労につなげるには、当事者への様々な支援とともに、企業や事業所への支援として、経営者や労働者に理解を深めてもらうとりくみが必要です。京都市では企業や事業所に専属のアドバイザーを配置するための補助制度をもうけて、障害の

ある方が働きやすい職場づくりをすすめています。「専属の」というのが特徴で、企業がアドバイザーを採用した際に補助金を出しているということでした。

さらに京都府では、障害のある方の雇用をすすめる就労支援事業所に対して、ここでも専属の就職支援員を配置した際の補助制度をもうけていました。就職支援の担当をしている方は、「障害のある方が社会に出るとりくみを進めることで、健常者が障害のある方と接する機会が増え、障害者への理解もすすむ」と語っていました。障害のある方の雇用をすすめるには、より手厚い支援が必要だと思います。企業や事業所に専属のアドバイザーを配置するために、あるいは障害のある方の就労支援事業所に専属の就職支援員を配置するために、補助制度をもうけることを求めますがいかがでしょうか。知事にうかがいます。

さらに、このような支援策は、京都市障害保健福祉推進室が事務局を担っている障害者就労支援推進会議がきっかけのようです。推進会議には、労働局、県はもちろんですが、産業界、福祉施設、障害者団体など幅広い関係者があつまり雇用促進をテーマに話し合い、知恵を出しているとのことのお話もうかがいました。同趣旨の会議設置を検討してはいかがでしょうか。知事にうかがいます。

(教育長答弁)

雇用率向上に向けた取組についてであります。県教委では、障害者雇用を拡大する観点から、教員や事務職員等の採用について、身体に障害のある方を対象とした特別枠の設定や、事務局や県立学校等における障害種別を問わない臨時職員の採用など、職場や職種を拡大しながら雇用を進めておりますが、本年6月1日現在の実雇用率は、2.07%でありました。

今後、教職員の特別枠を更に周知するとともに、県立学校等において、事務補助や環境整備等に従事する臨時職員の採用増を検討するなど、法定雇用率の早期達成に向け、ハローワークなど関係機関と連携を図りながら、積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

(総務部長答弁)

次に、知事部局等の雇用状況等についてであります。平成25年6月1日現在の実雇用率は2.35%で、その内訳は、すべて身体に障害のある方となっております。

また、知的障害のある方については、今年度から非常勤職員として4名を採用し、現在、一本庁、県民局に配置しているところでありますが、今後、2年間でさらに8名程度を採用する予定としております。

(産業労働部長答弁)

法定雇用率等のうち、未達成の公的機関への働きかけについてであります。岡山労働局においては、未達成の市町村等を公表するとともに、去る10月に未達成の市や町等を訪問し、達成に向けた指導を行ったと聞いております。

県としても、岡山労働局と連携しながら、様々な機会を通じて、法定雇用率が達成されるよう、働きかけてまいりたいと存じます。

(知事答弁)

お答えいたします。

障害のある方の就労支援についてのご質問であります。

まず、民間企業等への雇用促進支援についてであります。県では、従来より障害者雇用促進アドバイザーを無償で直接企業等に派遣し、障害者雇用に関する相談や助言などを行っているところであり、今後とも当制度が積極的に活用されるよう普及啓発に努めてまいりたいと存じます。

お話の、事業所等が就職支援員を採用する際の補助制度については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が、その費用の一部を助成する制度を設けており、この制度を一層活用いただけるよう、県としても、当制度の普及啓発などに協力し、障害のある方の雇用の促進に努めてまいりたいと存じます。

次に、障害者就労支援推進会議の設置についてであります。岡山労働局では、県やハローワーク、障害者支援機関で構成する障害者雇用対策関係機関連絡会議を設置しているほか、おかやま発達障害者支援センターでは、児童相談所や保健所、社会福祉法人などで構成する運営事業連絡協議会を設けるなど、各支援機関が目的に応じ情報交換に努めているところであります。

したがって、引き続きこれらの会議での活発な情報交換や関係機関の連携強化などを通じ、障害のある方の雇用の促進に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

(森協議員)

再質問させていただきます。その前に知的障害の方の就職率というのは非常に低いわけですね。県も同様だということで、計画的に取り組んでいくというご答弁いただきましたけれども、そこを意識的にさらに増やしていただく、当然身体の方も増やしていただく、精神の方もということで種別にかかわらず働ける環境づくりを進めていってほしいなということを要望したいと思います。

さて知事にお伺いするんですけれども、先程機構の方でそういうプログラム持っているんだというお話伺いましたけれども、多分機構が雇っている方をいくつかの業種に派遣をしたり、企業に派遣をしたりということだと思っております。私が質問でお伺いしたの

は、京都の例を出しましたけれども専属で雇っているというのが特徴なんですね。あるいはその職員さんの中からそういう任務につく方を専属で指定をして、それに対して補助を出そうと。その職員さんがいろんな施設や学校を訪問して障害のある方で就労に結びつける方を探してくる。さらに企業の中で専属の方なら自分たちの仕事を一番よく知っていますから、その企業の中でどういう工夫をすれば障害のある方が働き続けられるか、続けていく支援をしなければいけないわけですから、そういうことをしようと思うとやはり専属じゃないといけないという風に強く感じるんですね。さらに就業促進の作業所にとっても、作業所の方というのは指導員さんは福祉はプロですけども、いろんな企業に訪問をして仕事を見つけてくる、あるいは作業所で働いていらっしゃる方を就労に結びつけるという仕事は、あまり得てないと思いますね。そういうことができる人を専属で配置をするという、モデル事業でもいいと思うんです。とりあえずやってみられませんか。是非お願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(知事答弁)

障害者雇用に関して、専属というのが大事だというご質問に対してお答えをいたします。京都でそのような制度があるということは勉強いたしまして、ひとつそういう事例が行われているということは認識いたしております。障害者雇用については是非進めていきたいと。特に私自身クリントン政権が打ち立てたウェルフェア・トゥー・ワーク、その後ブレア政権も引き継がれたこの方針はすばらしい考え方だと思っております、障害者雇用もしくは雇用全般の増進ということは進めていきたいわけですけども、それについて専属の人がいることが非常に大きいということについて、まだ私自身ロジックがきちんと理解できておりませんので、実際それが非常に成果が上がっているということになれば、京都に限らず他府県にも広がってくるはずでございまして、そういう評判ですとか実績が広がってくればより現実的に検討したい。その前にも京都でどういうことが起きているのかということとはきちんと勉強しておきたいと思っております。